

電子式個人線量計点検校正業務 仕様書

1 目的

本業務は、緊急時における防災活動用資機材として整備している電子式個人線量計について点検校正を行い、当該機器の正常な機能を維持することを目的とする。

2 実施期間 契約締結日から令和9年1月31日までに行うものとする。

3 履行場所 受注者の事業所内

4 点検・校正項目

(1) 点検・校正を行う電子式個人線量計

富士電機(株)製 DOSEi

(2) 配備機関及び校正台数

配備機関名	所在地	校正台数
県庁防災企画課	福岡市博多区東公園7-7	23
糸島市役所	糸島市前原西1-1-1	242
糸島市消防本部	糸島市前原1783-1	17
糸島市消防署 志摩出張所	糸島市志摩初2-1-7	4
糸島市消防署 前原出張所	糸島市波多江566-4	4
糸島市消防署 二丈出張所	糸島市二丈福井2783-2	4
合 計		294

各配備機関の電子式個人線量計の引取を行い、点検及び校正を行った後、配備機関へ引渡を行うものとする。なお、機器の引取の際は、預かり証(様式任意)等により、受け渡しの状況を防災企画課へ報告すること。

(3) 実施方法

区分	点検・校正項目	判定基準
目視点検	機器各部の点検	測定に影響を及ぼす変形・破損等がない
性能点検	電池	未使用電池を1台に1個附属すること
	動作確認	スイッチ ON 時、警報出力および液晶全表示による動作確認
	校正方法	^{137}Cs の γ 線源を照射し、JIS Z4511:2018 に準じた校正を行うこと。 相対基準誤差はメーカー基準の値 $\pm 10\%$ 以内の値を示すこと。
総合点検	判定	目視点検及び性能点検において問題ないこと

※その他、必要に応じて点検を実施する。

5 故障時の連絡

点検整備において故障を発見したときは、その状況及び原因を速やかに県に連絡し、県の指示に従うものとする。

6 完了報告及び検査

点検・校正業務を完了したときは、速やかに以下の(1)～(2)の書類を添付した完了報告書を県に提出し、検査を受けるものとする。また、報告書が検査に不合格となったときは、速やかに再提出を行わなければならない。

(1) 検査成績書

(2) 校正証明書（トレーサビリティ証明を含む）

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者とが協議して定めるものとする。